

平成29年度税制改正【結果】

1. 大綱の概要

医療用機器の特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

2. 制度の内容

- 対象機器：取得価格500万円以上の高額な医療用機器
(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの)

例：汎用超音波画像診断装置、汎用人工呼吸器、
放射線治療シミュレータ、閉鎖循環式麻酔システム、
全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）、
体外式結石破碎装置 等

- 適用期限：平成31年3月31日まで（2年間延長）

- 特別償却割合：取得価格の12%

